

平成30年度 第2回 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 会議録	
日 時	平成30年8月31日(金) 午後6時15分～午後7時45分
場 所	産業貿易センター 地下会議室
出席委員	吉田委員、太田委員、佐藤委員、八木澤委員、柳井委員、山田委員、大山委員
欠席委員	後藤委員、難波委員
事務局等	事務局25人、関係課4人
開催形態	公開 (傍聴者2名)
議事	<<議題>> 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <<報告事項>> 1 「平成29年度 横浜市における児童虐待の対応状況」について

<<前回、難波委員からの質問に対する回答

(基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進
No13 地域防犯活動支援事業)

○事務局

事務局から回答をいたします。

御質問の内容は、新潟での女兒が殺害された痛ましい事件が発生したこと等も踏まえて、国において関係閣僚会議が行われましたが、PTAで行っている子どもの登下校の見守りだけではなかなかカバーしきれないという中で、この「地域防犯活動支援事業」の具体的な内容や規模感でどんなことをやっているのか、また、国の関係閣僚会議を受けて、横浜市でどのように対応しているのかということでした。

この地域防犯活動支援事業については、地域住民が行う防犯活動に対する支援、防犯の啓発、防犯意識の向上、安全啓発イベント等が中心となっています。子どもの安全対策としては、青色回転灯装着車を活用したパトロール事業を実施しています。こちらは、子どもの下校時間に合わせて7月から2月の間、例えばひったくりの多いところなどのパトロールを全区で実施しているとのことでした。

国の閣僚会議では、子どもの登下校時における安全確保を確実に図るということで、登下校防犯プランというものが取りまとめられ、示されています。いくつかの柱立ての中の

1つとして、横浜市としても、防犯の観点による通学路の全件の緊急合同点検をこれから行うこととしています。教育委員会が中心となり、学校や警察、放課後児童育成事業者等による通学路の危険箇所の抽出のための安全点検をこれから行い、その点検結果を踏まえて必要な対応をとっていく予定です。

○吉田部会長

この件については採択が済んでおり、詳しい内容を知りたいという御意見でした。御質問は難波委員からでしたが、本日欠席ですので、市から直接難波委員にも回答いただけるということで伺っています。

○柳井委員

今の話も含めて、現状を踏まえて話をさせていただきたいです。

通学の安全はとても大事なことだと思います。「通学路の点検」のきっかけは、大阪の地震により通学途中の女児が亡くなったことでした。学校にも点検の話が来ましたが、教職員は素人なので、ブロック塀の点検は難しいし、ブロック塀は個人所有のものですから、危ないと思ってもアクションを起こすのはなかなか難しい。ぜひ、専門家に点検をやっていただきたい。

○柳井委員

緊急時の対応ということで、東北や広島に行ってきたこととお話しますが、朝、大雨洪水警報、暴風警報が出たら、7時の時点で学校は休校になります。ところが、保育所は何が何でも開所するので、いかがなものかと思っています。

やはり職員の安全も含め、職員が少ない時に緊急事態が起こったらどうするかを考え、こういう状況だったら本日は閉園にするという基準を横浜市で持つべきだと思います。

子どもを預かってほしいというニーズが高いのは分かりますが、ワーク・ライフ・バランスの観点から、当然そういうときは親が休むような働き方の改革も日本として進めなければならぬし、そのためには、保育所としてもこういう状況の時は預かれない、こういう時には保育園は閉園するというのを、横浜市で発するように検討していただきたいと思います。

○吉田部会長

貴重な御意見を2点いただきましたけれども、何か回答はありますか。

○事務局

ブロック塀の点検というところでは、所管の部署、建築の部署も含めて専門的な点検を

追ってすると聞いていますので、確認の上、改めてお伝えしたいと思います。

今回の緊急点検については、ブロック塀も含めてですが、例えば、人や車の通りが少ないとか、落書きがあったり、たばこやごみが散乱していて犯罪者が近づきやすい環境にあるとか、過去に不審者情報が多く見られた場所であるとか、街路樹や植込みが続いていて子どもが見えないのではないかと、そういった意味で、これから警察、学校、放課後事業者等々を含めて、かなり幅広く点検すると聞いていますので、情報がありましたら、お伝えしていきます。

○吉田部会長

災害時の保育所の対応についてはいかがでしょうか。

○事務局

災害時の保育所を休所にしないということについては、ワーク・ライフ・バランスということ以前に、やはり安全管理という観点からも必要な視点かと思っていますので、御意見を受けとめさせていただきます。

○吉田部会長

柳井委員、御意見ということで、お考えいただけるとと思います。

《議題》

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

<基本施策5について事務局から説明>

○大山委員

専任の母子保健コーディネーターを配置することで具体的にどういう変化があったのか教えてください。変化があったから6区に広げることなのということだと思いますが。

○事務局

母子保健コーディネーターは、29年の7月に採用し、8月から実際に妊婦と面接を始めたところです。モデル区3区は区役所の土曜開庁においても妊婦と面接をしているので、面接実施率が上がっています。

他にも「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」をモデル区において全員の妊婦に配布しました。妊娠期あるいは産後のイメージが具体的に持てるとの理解をいただいています。

○大山委員

私は3年前から乳幼児の摂食障害を外来で診ていますが、すさまじい勢いで患者数が増えています。最初の年は20何例だったのが、いわゆる病気のお子さんではない普通のお子さんがすごく多くなっています。生後7か月で、母乳だけ飲んで全くたべないと言って育児ノイローゼになった方が受診された時に、産後ケアという存在すら知らなかった、あれば利用していたというような話がありました。

4か月児健診が終わって、そこで子どもの体重が増えていたら、次は1歳6か月児健診まで公的なものはないので、おそらくそこで追い詰められていくのかと思います。そういう方をレスキューするのにどうしたらよかったのかと、これだけ産前産後ケアをやっているのに、妊娠の届出に行った時に、まさか自分がそんなのを利用するなんて思いもしないから、スルーしていると思います。本人はそこまで行き詰まっていたので、周りが気がついてあげないといけないと思うので、マイカレンダーを家族でシェアするなり、周りを巻き込んだヘルプが必要だったことがあり、せっかくなのでコーディネーターがそこまでヘルプできたらいいなと思って、事例を出させていただきました。

離乳食でつまづく人がすごく多いので、1歳前後から3歳までの乳幼児摂食障害の患者がたくさん増えてきていると思うので、情報提供と、何かもう少し周りからも言えるような、せっかくのマイカレンダーを使えるようにしてほしいというお願いです。

○吉田部会長

情報が十分わたるようにと、あと、家族ぐるみでお母さんを支援できるような形を何かとれないでしょうか。

○事務局

妊娠・出産・子育てマイカレンダーには産後ケアのことも書いてあり、家族で共有していただいています。お話された生後7か月ぐらいには、産後ケアのようなサービスがないかもしれませんが、子育てガイドブック「どれどれ」などで相談窓口の紹介はしています。でも、お母さんの頭の中に、こういうときに区役所に相談したほうがよいとインプットされていなかったところは、最初にもう少し情報提供をすべきだったと思います。

それから、母子健康手帳別冊に医療機関の乳児健診の受診券が入っており、医療機関でも乳児健診を受けていただけますので、もしかかりつけの小児科医がいる場合は、そちらからもつなぐといったこともあったかもしれません。サービスはあるものの、情報のキャッチの部分については課題かもしれません。

○大山委員

産後ケアは、たしか4か月までですよね。他の市で8か月や9か月児と大きい年齢でも1泊でも2泊でも泊まれるところがあり、それで落ちつく方もいるので、委託で受けている病院もあるようです。4か月以降、実は家族はその後どうしようもない状況になっていることもあるということを知っていただいて、特にお母さんが泊まれるようなところがあるとかなり違うと思うので、年齢制限を少し上げるというのも1つかなと思いました。

○事務局

今までですと、妊娠届出時に看護職が面接するという仕組みはありましたが、それだと、まだまだ妊娠の初期でイメージもできないまま面接を終えてしまうという難がありました。母子保健コーディネーターを配置することによって、まずは妊娠届出時の面接を丁寧にするということ。更には出産が近づいてきた時に、お便りをさせていただくことも始めましたので、出産が間近になったところで、もう1度マイカレンダーを見ていただき、順調に準備が進んでいるかどうかを確認していただくことができると思います。

ただ、医療機関で生後12か月までに3回無料で受けられる乳幼児健診がありますが、その中で離乳食の指導を受けるというのが難しいのかもしれない。離乳食でつまづく方への支援が十分ではないと改めて思いましたので、是非考えていきたいと思います。

○吉田部会長

地域子育て支援拠点でも離乳食の支援をされていると思いますが、いかがですか。

○山田委員

母乳育児については、助産師の家庭訪問や、区役所で助産師から教えてもらうことができますが、離乳食については、月齢の幅が広がったり、そしゃく機能の発達にも関わることもあり個別性が高く、子育て支援拠点では、どこにつないだらよいかという思いがあります。白いご飯しか食べないという相談等も多いので、保育所の離乳食教室や区役所の栄養士にもつながりますが、最近では大山先生の病院にもつながることが増えました。

○吉田部会長

私の学校が小田原市で子育て支援拠点を運営受託していて、食物栄養学科の教員が栄養相談に行っていますが、たくさんの方が来ているそうです。離乳食のことで悩んでとか、好き嫌いのこととかで、病院につないだ方がよい場合は病院につなぐし、食事の教室につなぐとか、いろいろやっているようです。食べることに関しての悩みは大きいというのは私も感じていますので、ぜひその辺が少し和らぐような支援があればと思います。評価についてというよりは、今後の施策についての御提案ということで、よろしく願いいたし

ます。

○柳井委員

働いていた職員のことですが、7月に子どもが生まれ、翌年4月に自死をしています。救えた命だったのにと今でも悔やんでいるけれど、横浜市の中でもそういう際立った事例がたくさんではないがあるだろうと想定をします。

きっと、よい方法は成功例を多く発信することだと思っています。失敗例ばかり発信していると、どんどんマイナスになっていくので、「こんなことがあってうまくいった。」という事例を共有化できれば、プラス思考になるのではと思います。

就学ぐらいまで母子や父子をフォローできるような体制を横浜市が全国に先駆けて発信できればと思っていますので、ぜひ何か考えていただければと思います。

○吉田部長

子育て世代包括支援センターも、包括的に切れ目がなく支援していくのが目的だと思いますので、是非、悲惨な事例が発生しないようお願いしたいと思います。

○山田委員

数字の根拠を教えてくださいたいところを先に申し上げます。

No12の産前産後ヘルパー派遣事業の利用者数30年3月末で937名ですが、これは利用開始の決定通知を出した数なのか、実際にヘルパーが入って支援をした数なのかを教えてください。

それから、No13の産後母子ケア事業で、29年度から始まった訪問型の母乳相談の実績が分かれば数字をまず教えてください。

○事務局

最初の質問の産前産後ヘルパーについては、請求実績を基に集計をしていますので、支給決定数ではございません。実際の利用実績となっています。

もう1点の訪問型母乳相談については、平成30年1月からスタートして、29年度実績は130件となっており、本年度に入ってから順調に伸びを示しています。

○山田委員

産後のヘルパーについて、単純に計算すると1人当たり10回ぐらいの派遣回数なのかと読み取れなくもないのですが、お父さんの育児休暇が取りやすくなり、最初は申込みをしたけど結果的にコーディネーターが行って見たら家族関係の中で何とかあったという話を事業者からは聞いています。ヘルパー派遣以外にもいろいろな手だてが増えたのかもしれ

ませんが、産前産後のヘルプは家に入る切り札でもあるし、本当に大事な事業だと思うので、是非続けていただきたいです。ただ、里帰り出産した後にこれを使おうとすると、利用期間が過ぎてしまうということもあるので、もう少し使える期間が延長できれば、お母さんは助かるのではないかと、現場で感じています。この事業は、第1子に限らず第2子以降も大事なヘルプで、むしろ第2子以降の方が、産後うつになりやすいのではないかと現場で思っています。第1子を中心にこういう情報を出すのではなく、第2子、第3子でも状況は同じですので、周知をしっかりとっていただきたいと思っています。

それから産後母子のデイケアとショートステイについてですが、地域子育て支援拠点の利用者支援事業の職員は、こういう事業があることももちろん勉強した上で相談に乗っていますが、子育て支援拠点の場でどこまで案内してよいかという判断に迷っています。というのは、結果的に区の判断が入るので、「お母さん、こういうのがあるよ。」と案内したとしても、「私、使えなかった。」ということがあるかもしれないと思うと、なかなか言いづらかったりするので、例えば、子育て支援拠点の現場でどこまで案内してよいかを区で教えていただけると、よりよい周知ができるのではと思っています。

それからNo14の育児支援家庭訪問事業のヘルプですが、これは後で出てくるひとり親のヘルプと重なるのですが、現場で思うのは、お母さんの精神的な疾患が重なっている時に、「課題を持つ養育者への支援が難しい。」と実施事業者の意見にもあるように、精神疾患のある家庭に入るのは、ヘルパーとして結構しんどいことと思います。是非とも事業者のヘルプに入る方の支援、事業所の支援やスーパーバイズを区の保健師やワーカーにやっていただくと、健全な形で支援に入れるのではないかとと思っています。

○吉田部会長

御要望ということで聞いて、また検討していただくということによろしいですか。

ほかに御質問がおありでしょうか。

それでは、基本施策5については、事務局案を本部会として了承したということで、「子ども・子育て会議総会」に報告するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

基本施策5について、事務局案を子育て部会として了承。

<基本施策7について事務局から説明>

○山田委員

No2のヘルパー派遣事業について、実施事業者の意見として、「ニーズに見合うヘルパーの確保が難しくなっている。」とあります。これは市の規定の研修受講が必要とか、おそらく資格要件があると思いますが、そこを少し緩和して使えるヘルパーが広く行けるようにするとか、そういう考えはありますか。

○事務局

利用者については、ニーズが継続して緩やかに増えている状況がありますが、ヘルパーの確保という点では、他の子育て支援を受託している事業者と同じ事業者になっていますが、こちらの事業の利用単価については、国の補助金設定が低く、時間単位では数百円なので、事業者にとってのヘルパーのニーズを満たすだけの確保に不具合があるので、単価増の要求を国へ働きかけているところです。

ひとり親のニーズの部分については、精神的に不安を抱えている家庭の利用が長期化している傾向があります。こちらは基本一時的な利用ということで制度設計していますが、長期化が進むということでは、対応していくヘルパーの数がどうしても物理的に難しくなります。その部分について、長期化で何らか生活課題を抱えていそうだという家庭があれば、区と連携して他の支援につなげる等々で切替を進めていくことも、本年度は更に進めていっているところです。

○山田委員

横浜市の居宅訪問型保育事業は、ひとり親の夜の就労から昼の就労に切り替える支援だったように思いますが、その利用はどれぐらい進んでいるのでしょうか。

○事務局

設立の趣旨としては、おっしゃるとおりです。ただ、実績としてはゼロです。

○山田委員

長期化するのはやっぱり分かりますし、ヘルパーも努力していてもなかなか絶対数が足りなくなってくるのは分かっていることなので、うまく循環できるような方法を考えていかないと、事業者も当事者も困ってしまうのではないかと思いますので、引き続き検討していただきたいと思います。

○柳井委員

No10の母子・父子・寡婦福祉資金貸付について、子どもの対象年齢の決まりはありま

すか。

○事務局

お子さんの年齢としては、20歳までということになります。

○柳井委員

大学への奨学金の話が課題になっていますが、そこも対象であるということですね。その割には件数がかなり少ないですけどね。

○事務局

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業については、平成15年度ぐらいをピークに貸付額や件数自体は減少傾向にあります。いろいろな理由があるかと思いますが、やはり返済しなければならぬですとか、近年ですと貸付ではなく給付型の資金が拡充されてきたということもあり、そちらを利用される方が増えていると考えています。

○柳井委員

貸付ですから、利率があるのかどうか分かりませんが、一般的な奨学金より安いと想定はしますが、それでも大学生の半分が奨学金を借りている状況の中で、この数が減っているのはなぜなのかと新たな疑問が生じました。少なくとも一般的な奨学金制度で借りるよりも横浜市のこの制度で借りた方が、トータルの返済額が少なければこちらを利用すると思います、「知らない」ということがあるのかもかもしれません。減っている現状を調査した方がよいのではないかと考えます。

もちろん貸付から給付型にするということは大賛成ですが、そうできない状況では、貸付としてもいわゆる一般の利率よりも低く、そして、ハードルも低いような貸付が第1段階としてはあるのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○事務局

御意見ありがとうございます。

○八木澤委員

No17の若者向けデートDV予防啓発について、29年度の取組で「市内中学、高校21校に対してデートDV防止講座を実施した」とありますが、この中に市の高等特別支援学校は含まれていますか。

○事務局

横浜市立の日野中央高等特別支援学校が対象として研修を行っています。

○八木澤委員

他にも高等特別支援学校が2校あると思いますが、愛の手帳でB2くらいの軽度の障害のある生徒が卒業した後、被害に遭っているケースがとても多くて、いろいろな問題が含まれていると思いますが、卒後のケアがとても大変なことになっています。実施事業者の意見・評価というところにも「学校の状況に合わせて、進め方や内容を工夫することで、効果的に実施することができた」とあるので、できれば学校にいる間に、是非、その3校ともに進めていただけたらと思います。

○吉田部会長

これは希望された高校に行っているという形ですか。

○事務局

各学校から希望されてお伺いしている状況です。

○吉田部会長

是非、こちらから売り込んででもやっていただきたいという話ですかね。

○八木澤委員

この周知は普通に行っているものですよ。

○事務局

全学校に周知させていただいている状況です。

○柳井委員

市内中学、高校21校というのは、圧倒的に少ない数です。500校あるわけですから、500校あるうちのものすごく少ない数にしかアタックしていないという話です。希望制という話でしたので、とても大事な視点ですので、教育委員会に話をして全校で実施するような施策をぜひやっていただきたいと思います。

○事務局

要望として承りました。

○吉田部会長

私の学校でもデートDVの講座を全員受けるようにしています。高校で講座を受けなかった場合、ほとんど知らないとか、「デートDV」という考え方自体も持たないまま大人になって交際をするという、怖いなというのを私も感じています。中学、高校でしっかりと自分を守ること、人間関係についての基本とか、お互いの人権というあたりを教育できたらと思いますので、ぜひお願いします。

○佐藤委員

No14番の母子生活支援施設緊急一時保護事業ですが、実施施設数7カ所、92世帯、進捗状況としてAということで、これは非常に有効に働いているなと思います。ここに記載のある「特定妊婦」の件数も含まれているということですか。

○事務局

この特定妊婦の事業は、「妊娠期支援事業」という事業で、この92世帯の中に妊娠期支援事業の件数も含まれています。

○佐藤委員

特に私たちの社会的養護に関わる施設を退所したお子さんは、特定妊婦になる方が本当に多くて、本当に支援が必要だけれどもなかなか救い取れないというところでは、こういう枠組みが増えるということは非常に有効だと思っています。

ただ、こういったことが同じ社会的養護の枠の中で、実は知っているようで知らないなので、積極的に何か周知できるような形があると、非常に活用しやすく、つなげやすくなるかなと思いました。

○山田委員

No12の女性相談等について、子育て支援拠点で利用者支援事業が始まってからは、DVとか女性相談は増えていて、利用者支援事業の専任職が対応しています。0歳、1歳のお子さんがいてもDVの相談があるという状況なので、利用者支援員向けにそういう相談を受ける際の研修もまたお願いしたいです。

それから、私の子育て支援拠点だけかどうか分かりませんが、DVで離婚した後の土曜日の面会交流の依頼が増えています。第三者が付き添ってくれることもあります。事前にお母さんから、「今日行きますから」という電話をいただく場合もありますが、区の保健師からは、「大丈夫？ 少なくともDVだったのに。」と言われてしまうと、「ああ、そうか、もしかして危険がなくなるのかな。」と思ったりもします。そういうことが拠点で起きているので、ぜひ各区でバックアップしていただけたらと思います。

○吉田部会長

それでは、基本施策7については、事務局案を本部会として了承したということで、「子ども・子育て会議総会」に報告するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

基本施策7について、事務局案を子育て部会として了承。

<基本施策8について事務局から説明>

○佐藤委員

No3の保育所での見守り強化についてです。実施事業者の意見で「必要な保育士を配置することによって見守り強化の体制が確保された。」とありますが、保育士の配置をすることで見守りの強化ということは、人的な部分が増えたことにより見守りが強化されたという評価なのでしょうか。それとも、いわゆる虐待予防という観点においては、やっぱりソーシャルワーク的な観点から対応できたという評価なのでしょうか。

○事務局

まず、ここでの保育士の見守り強化については、虐待のあるお子さんを入所させるにあたり、保育士を加配することで十分な対応をとるということで、保育士の確保のための経費を助成しています。

ただ、実際には保育士にお子さんを見る力がなければならないので、虐待対応や虐待を受けた子どもの支援のための、保育士に対するさまざまな研修メニューを用意していますが、その部分の予算ということではなく、実際の加配の予算であると御理解ください。

○柳井委員

保育士が全国的に相当不足していますし、横浜市でも当然不足している。そういう状況で、どうしても施策が、免許が第一になってしまっています。そうではなくて、子どもの命を守るのは、もしかしたら免許ではなくプラスアルファの部分かもしれません。横浜市内の保育所だけで使える人事的な何か研修を受けて、誰かの補助のもとで同じように見守ることができる、是非そういう視点も持って施策を進めていただきたいと思います。

○事務局

実態として、保育士資格を持った方の配置を満たしていただくというのを大前提にやっていますが、プラスアルファの部分では、資格のない方に保育補助として入っていただいている部分もあります。

また、保育士資格が、学校の免許と違い、教科別になっているわけではありませんが、保育の質の担保と、保護者の理解が前提になりますので、しっかり受けとめさせていただきます。

○吉田部会長

やはり国の基準を満たさなければならないというのもありますし、神奈川県では、保育士試験を年に3回やっていて、現場で働いている方が勉強して保育士資格を取れるようにとかなり応援しているようで、すごくハードルを下げていますよね。

ただ、虐待の見守りとか虐待対応となると、保育士も勉強はしていますが、社会福祉士も何園かに1人配置していただくとか、保育所がそういうことで動くときに園長が悩まずに済むような方法があればと思います。

児童相談所に相談するとは思いますが、日頃からの見守りの体制についてアドバイスをいただくとか、そんなこともあるのかなと思います。日本の保育士は、ソーシャルワークまでやらなきゃいけないという幅広さがありますので、大変な仕事だと思います。

保育補助を増やすのも大事かもしれませんが、専門性が高くないと虐待にはなかなか対応できないかと思うので、保育以外の虐待対応ができる専門職も確保できる方法があればと思います。

○柳井委員

例えば、看護師を一定程度規模以上の保育所だったら保育士的にカウントするような発想が必要なのかと思います。

○事務局

柳井委員が言われたのは、その乳児が4人以上いる園については、保育士のうち1人を看護職にしてよいと。その看護職に必要な差額をまた給付するという形になっています。

○吉田部会長

看護師の配置も必要ですね。

○山田委員

保育士がソーシャルワークという話がありましたが、学校の児童専任職の先生もソーシャルワークに近い形で動いている現場をたくさん見ます。是非、スクールソーシャルワーカーがもう少し個別支援ができるように工夫をしていただくとか、忙しい現場の先生を社会福祉職で支えられるようになればよいと思います。

後ほど、虐待対応件数の報告があると思いますが、目黒で起きた事件にとっても心を痛くしています。横浜市も転出入の多い自治体ですので、要保護児童が転出入に絡む際に特に何か申送りで工夫をしていることがあれば教えていただけますか。

○事務局

申送りについて、児童相談所に関しては、全国の児童相談所での取り決めがあって、そ

れに沿った共通のルールでやっています。それが今回の目黒の事件を受けて、7月の国からの緊急対策で明文化されたところです。

市町村の方では、神奈川県下では5縣市ルールという形で、共通の様式を用いて引継ぎをしています。市町村の引継ぎに関しても、移管元の支援の状態を1か月程度は引き継ぐようにという基準が新たに示されていますので、5縣市ルールを見直す方向で、今後話し合いをする予定です。

ただ、全国的なルールというのは、なかなか市町村のほうで統一されていない部分もありますので、基本的には国が示した市町村向けのガイドラインに基づいて、市町村がその引継ぎのルールを合わせていくという方向で努力していく形になるかと思います。

○佐藤委員

No7の子育て短期支援事業は、主に児童家庭支援センターが担っているわけですが、現場の感覚で言うと、支援をする側とされる側とのやりとりは、なかなか難しい方が多いです。相談支援はもちろん、短期預かりする中で、横浜市での加配がついていますが、なかなかそれでは、もっと預かりの件数を上げていきたいというところに、結局行き着くところは人件費だという話に現場としては至ってしまう。もっとそこら辺が何とかならないかというのが現場の感覚です。今でも一生懸命現場では取り組んでやっておりますけれども、そういうところがひとつお願いしたいところではあります。

○事務局

児童家庭支援センター連絡会等でもそういった御意見をいただいていますので、御要望という形で受けとめさせていただき、検討させていただければと思います。

○吉田部会長

ありがとうございました。

感想ですが、No1の要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の開催件数が増えると進捗状況がAになるのですが、虐待数が増えると市の取組みがAになるというのは、何だかおかしいような気がします。Aがだめだというわけではないのですが、他に指標がないのかもしれないし、虐待が増えている現状では、それだけ把握して対応したということですが、何か他に指標がないのでしょうか。

○事務局

個別ケース検討会議の開催件数が増えることがよいことなのかと、分かりにくいとは思いますが、個別ケース検討会議というのは、虐待のおそれのあるお子さんに関わっている

関係機関、例えば、学校や保育所、子育て支援拠点、民生委員児童委員の方にお声掛けして出席していただき、区役所が調整機関となり、その支援方針を共有し、役割分担について話し合い、支援を進めていく会議です。

ですから、一時保護から帰ってくるとか、家族の状況が変化して別の支援が必要になったとか、今まで保育所だったのが学校に上がることになったとかで、そのお子さんの状況が変わっていった時に、適切に会議を開くことが大事になってきます。そういう意味では、この会議の開催数が増えたというのは、区役所を中心としたそういった取組みが適切にできるようになってきた表れと思っています。

区役所の虐待対応調整チームというのは、平成26年度から始めて、まだ経験年数としては浅いので、ここを伸ばして行って適切な支援ができるようにするというのが、目標値として増えていくことがよい判断としています。

○吉田部会長

なるべく幅広く拾えるようになってきたということの評価したいという指標ですね。

それでは、基本施策8については、事務局案を本部会として了承したということで、「子ども・子育て会議総会」に報告するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

基本施策8について、事務局案を子育て部会として了承。

<報告事項「平成29年度横浜市における児童虐待の対応状況について」

事務局から説明>

○吉田部会長

数値的な報告ということで、やっぱり増えていますね。保育士の見守りの話が先ほどありましたが、傾向についてはいかがでしょうか。

○事務局

保育所からの件数は、市全体としても、29年度は若干増えています。やはり区役所の方が関係機関との関わりが密接だということで、保育所から区役所に御相談が入るというケースが多くなっております。

○吉田部会長

増えているということで、機能しているということが分かるわけですね。

では、他にないようでしたら、本日の議事は以上で全て終了いたしましたので、事務局にお戻しいたします。

○事務局

長時間にわたり御議論いただき、ありがとうございました。

なお、今回の横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価の結果につきましては、次回の総会で御報告いただき、お諮りいただいた上で、公開とさせていただきます。

以上をもちまして、横浜市子ども・子育て会議第2回子育て部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

午後7時45分閉会

【配付資料】

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 ※平成30年8月1日改正
- 資料5 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
- 資料6 「平成29年度 横浜市における児童虐待の対応状況」について